

**議会改革検討委員会検討結果**  
**(最終報告)**

平成18年12月

羽村市議会 議会改革検討委員会

## 目 次

I	はじめに	2
II	最終報告	
1	情報を発信する議会	
(1)	傍聴者へ提供する資料の充実について	3
2	自立した、活力ある議会	
(1)	各常任議会で、所掌事務の報告を受けることについて	3
(2)	常任委員会の設置のあり方について	4
(3)	議会の招集権を市長から議長に移すことについて	4
(4)	一般質問における一問一答方式について	5
(5)	一般質問答弁書を、質問当日に質問者へ配布することについて	5
(6)	議案の提出要件の緩和について	5
3	改革を進める議会	
(1)	会議録作成の IT 化について	6
(2)	政務調査費を個人支給とすることについて	6
(3)	一人会派の件について	6
(4)	会派代表者会議のあり方について	6
(5)	代表者会議を廃止し、全員協議会に統一することについて	6
(6)	議員控室の充実について	7
(7)	「政策研究会」の開催について	7
(8)	議会スケジュールの全議員へのメール配信について	8
4	審議経過、委員名簿	9

## I はじめに

地方自治法が改正され、地方議会の権能の強化が図られることとなり、議会の果たす役割はますます重要性を増しています。自主、分権の流れの中で、議会が新たな制度をいかに活用していくかが問われています。

このような状況下にあつて、第1次議会改革から引き継いだ改革の流れを止めることなく、自らの政策能力や審議機能等を高めるとともに、効率的で簡素な議会運営に努め、「より開かれた、わかりやすい羽村市議会」の構築を目指していかなければなりません。

本検討委員会は、平成17年12月、議長の諮問を受け、分権時代にふさわしい議会運営のあり方について28項目の課題を掲げ、調査・検討を進めてきました。そして、本年9月までに13の項目について結果を取りまとめ、中間報告として議長に提出したところです。この最終報告は、その際、結論を得ていなかった13項目と審議過程で追加となった2項目の合計15項目について調査・検討し、委員会としての結論を取りまとめたものです。

今回の検討は、第1次の議会改革検討に引き続くものですが、前回の審議が「議員定数削減」、「一般質問の一问一答方式の導入」といった、直ちに目に見える形での改革であったのに比べ、今回の改革検討事項は長期的な視野に立って、議会の権能の充実と開かれた議会運営のための根本となる部分に多く踏み込んだため、検討委員会での議論も白熱したところです。その結果、最終報告は、直ちに改革に結びつく提言のみならず、今後、一層の調査・研究をし、あるいは議論を深め、引き続き「より開かれた、わかりやすい羽村市議会」を目指した議会改革を進めていこうという内容となっています。

議長におかれましては、この最終報告を含め、本委員会が提言した事項を尊重され、議会改革を進められることを、委員一同強く望むものであります。

### 【検討事項の一覧】

区 分	検 討 項 目 ・ 事 項
情報を発信する議会	傍聴者へ提供する資料の充実について
自立した、活力ある議会	各常任委員会で、所掌事務の報告を受けることについて
	常任委員会の設置のあり方について
	議会の招集権を市長から議長に移すことについて
	一般質問における一问一答方式について
	一般質問答弁書を、質問当日に質問者へ配布することについて
	議案の提出要件の緩和について
改革を進める議会	会議録作成のIT化について
	政務調査費を個人支給とすることについて
	一人会派の件について
	会派代表会議のあり方について
	代表者会議を廃止し、全員協議会に統一することについて
	議員控室の充実について
	「政策研究会」の開催について
	議会スケジュールの全議員へのメール配信について

## Ⅱ 最終報告

### 1. 情報を発信する議会

#### (1) 傍聴者へ提供する資料の充実について

傍聴者への資料提供については、委員会傍聴者からの要望等を踏まえ、検討項目に追加し検討を行った。

##### 検討結果

- 個人情報保護に留意した上で、提供可能な資料は傍聴者に提供していくことを提言する。

傍聴者への資料提供については、第1次議会改革において傍聴者等に分かりやすい議事運営に資するため、本会議における一般質問通告項目一覧表や議事日程など、議会審議の概要が把握できる資料を配布するとの提言があり、既に実施しているところである。

今回はさらに範囲を拡大し、以下のように資料提供を行うことを提言する。

- ・ 本会議においては、原則として初日から最終日までの審議日程案を配付する。また、議案並びに議案資料を閲覧に供する。
- ・ 常任委員会では議案資料を閲覧に供する。
- ・ 議会運営委員会では審議日程案を配付する。

### 2. 自立した、活力ある議会

#### (1) 各常任委員会で、所掌事務の報告を受けることについて

常任委員会の権限については、地方自治法に「常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する権限を有する」と規定されている。この権限に基づき、所掌事務について積極的に調査を行い、また今回の地方自治法の改正（委員会の議案提案権）を受け、調査事項について委員会としての意見を議案等として提出することなどが期待されている。

こうした観点に立ち、第1次議会改革においても常任委員会の調査活動の充実について提言を行ったところであるが、常任委員会で所掌事務の報告を受けることについては、所掌事務に対する委員の認識や理解を深めるとともに、その積み重ねにより、付託案件の詳細かつ実態に即した審査が可能となり、委員会の活性化につながるという考えに立ち検討を行った。

##### 検討結果

- 委員会において検討し、調査権の活用を図っていくことを提言する。

委員会において詳細かつ実態に即した審査を行い、委員会機能の充実を図ることは、委員会の重要な権能である。議会から付託された事件を審査して、その結果を議会に報告し、議会としての最終意思決定に資することは、委員会の主な任務であることから、委員会の所掌事務について調査し、把握することは重要である。

委員会には所掌事務の調査権のほか、特定事件の調査権もあるので、今後これらを委員会の検討に基づき、積極的に活用していくことを提言する。

## (2) 常任委員会の設置のあり方について

地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属制限が廃止され、議員は少なくとも一の常任委員になるものとされたことなどから、現行の委員会の数や所掌事項等のあり方について検討した。

### 検討結果

- 常任委員会のあり方については、議員定数改正（削減）にあわせて検討し、既に委員会条例の改正を行っていることから、1人1委員会制を継続するよう提言する。

地方自治法の改正により議員の複数常任委員会への所属制限が廃止され、また、委員会に議案提出権が付与されることとなった。

議会では、第1次議会改革検討委員会で議員定数の削減を検討し、平成17年3月議会において定数条例と委員会条例を改正した。改正の内容は、次期一般選挙から議員定数を現行の20人から2人削減して18人とし、常任委員会の委員の定数についても議員定数減に対応して、各委員会6人ずつ3委員会で18人としたものである。このように常任委員会のあり方については、既に検討し、条例改正が行われている経緯もあることから、1人1委員会制を継続するよう提言する。

## (3) 議会の招集権を市長から議長に移すことについて

地方分権の進展により地方公共団体の自己決定・自己責任の領域が拡大したことに伴い、議会の役割と責任は一層増してきている。

今後、議会がその役割を十分に発揮していくためには、議会の審議機能や監視機能などの権能の強化が求められる。特に、議会の自主性・自立性確保と権限強化の観点から、現行法では地方公共団体の長にある議会招集権を議長に付与し、議会自らの判断と責任において議会を開会できるようにすることが必要である。

### 検討結果

- 一定の条件のもと、議長から地方公共団体の長に臨時会の招集を請求することができるようになったことから、必要があれば議長から臨時会の招集を請求していくことを提言する。

地方自治法の改正により、議長は議会運営委員会の議決を経て、長に対し会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができるようになった。この場合、長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならないものとされた。

臨時会の開会の必要があれば、地方自治法の規定に基づき議長から長に対して臨時会の招集を請求していくことを提言する。

なお、今回の改正を端緒として、議会の自主性・自立性の確保と諸機能の更なる充実を図るため、現行の地方自治法にある多くの権限制約的な規定の見直しを求めらるるものである。

#### (4) 一般質問における一問一答方式について

一般質問の一問一答方式については、第1次議会改革検討委員会の答申を受け、議会の活性化とわかりやすい議会運営を目指して導入され、平成17年6月議会から本格実施をしているところである。第2次議会改革では、質問と答弁を合計した現行の通告時間や対面方式について検討を行った。

##### 検討結果

- 現行の一問一答方式を継続していくが、その方法については長期的な課題として引き続き協議することを提言する。

一問一答についてはすでに第1次議会改革検討委員会で一定の結論を得て、平成17年6月から実施している。また、対面方式の導入についても、現行方式は対面で討議する形を兼ね備えており、傍聴者に分かりやすいことから、現状維持が望ましいとの結論を得ている。

一問一答となってまだ日も浅いことから、現行方式を継続して実施していくが、今後も、一般質問の方法については、長期的な視野に立って継続して検討していくことが必要であるとの意見の一致をみた。

#### (5) 一般質問答弁書を、質問当日に質問者へ配布することについて

一般質問に対する答弁書を質問者へ配布することについては、特に、細かい数字等の答弁をその場で書き留めることが難しいため、答弁の正確な把握と、効果的な再質問を行うために執行部へ申し入れてはどうかとの提案があり、検討を行った。

##### 検討結果

- 一般質問の答弁書を、質問当日に質問者へ配布することは求めない。

議場は言論の場である。本件も議論の活性化を図るための提案であるが、文書を求めるのではなく、まず、各議員が調査権を活用し、議員活動として客観的な数字を把握する努力をしていくことで意見の一致をみた。なお、議員が必要な統計資料などを求めた場合は協力してもらおうよう、議長から長に口頭で要望することとする。

#### (6) 議案の提出要件の緩和について

地方自治法改正で、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関するものにつき、議案を提出することができるものとされたことから、本件については検討項目から外すこととした。

#### (1) 会議録作成の IT 化について

会議録は、地方自治法では、議長が事務局長に作成させると規定されているものがあるが、今回の改正では、電磁的記録により作成することも可能となった。現在、羽村市議会では補助手段として録音機を用いながら速記法により会議録を作成している。

今回の地方自治法の改正も踏まえ、自動反訳機などを活用した会議録の作成について検討を行った。

##### 検討結果

#### ○ 議会事務局において、調査・検討していくことを提言する。

会議録の作成については、従来から行われている速記から自動反訳機などの機器を活用する方法に転換する議会も増えている。また、機器の性能も日々向上していることから、会議録作成の時間を短縮することが期待できる。

第1次議会改革の中でも会議録の早期作成について提言をし、現在は、次回本会議の一般質問受付開始日までに関係者に配布できるよう改善されている。

しかし、会議録作成にあたっては迅速性ととともに、正確性が強く求められる。この点に留意して、今後とも、議会事務局において自動反訳機等を導入している他の自治体の議会の実情を把握するなど、調査・検討をしていくことを提言する。

#### (2) 政務調査費を個人支給とすることについて

政務調査費の支給方法については、条例により所属議員が1人の場合も含めて会派に対して交付することとなっている。また、第1次議会改革検討委員会で、第2の議員報酬との誤解を招かないよう、領収書の添付や証拠書類の保存期間を3年から5年へ延長することなどの改善を行った。

支給方法について見直しを望む意見があり、検討を行った。

##### 検討結果

#### ○ 現行どおり、会派（所属議員が1人の場合を含む）に支給することとする。

政務調査費を個人支給とすることについては、前述のとおり第2の議員報酬との誤解を招く恐れもあることから、現行どおり会派に支給することが妥当であることで意見の一致をみた。

#### (3) 一人会派の件について

#### (4) 会派代表者会議のあり方について

#### (5) 代表者会議を廃止し、全員協議会に統一することについて

上記3項目はともに関連があるため一括して検討を行った。

羽村市議会における一人会派の取り扱い、政務調査費支給に関しては所属議員が1人の一人会派も含めて会派に対して交付することを認めており、この支給方法については、前項のとおり継続していくことで意見の一致をみている。

しかし、議会運営上の一人会派の取り扱いについては、会派代表者会議への出席者

について検討すべきとする意見や、会派代表者会議のあり方などについて再考を求める意見があり、検討を行った。

#### 検討結果

- 現在の会派代表者会議を廃止し、新たに「意見書等調整会議」を設置することを提言する。

一人会派の取り扱いについては、「2人以上が会派の単位であり、その代表者が出席するのが会派代表者会議である」との意見、一方、「一人会派を認めていくのが一般的な流れである」、「一人会派を認めないのは議会改革の流れに反する」とする意見、また、「一人会派を認めないということではない。政務調査費の支給に関しては所属議員1人でも会派と認めている。しかし、議会運営上は、議案提案の要件等を考えると2人以上の政策集団を会派とすべきである」、「一人会派は他市に多いオブザーバー参加が望ましい」などの意見があった。

様々な議論の後、現在の会派代表者会議を廃止し、新たに以下の内容による「意見書等調整会議」を設置することで意見の一致をみた。

- ・ 会議は、議長が招集する。
- ・ 会議は、議長、副議長及び各会派（所属議員が1人の会派を含む）から各1人（5人以上の会派にあつては2人）が出席し、意見書及び決議（意見書等）について調整を行う。
- ・ 意見書等の提出を予定する会派は、定例会初日正午までに意見書等の案を議長に提出するものとする。

### (6) 議員控室の充実について

議員控室の充実については、第1次議会改革から継続して検討項目となっているものであり、望ましい控室のあり方について引き続き検討した。

#### 検討結果

- 議長から議員控室の充実について、予算要望を行うことを提言する。

議員活動の充実・強化のためにはその活動拠点となる控室を充実させることが必要である。こうした認識のもと、第1次に引き続き検討を行ったが、庁舎構造上の制約などもあり、具体的な解決策をみるには至らなかった。しかしながら、重要な課題であることから、議長において、市に対して控室充実のための予算要望を行い、その必要性を強く訴えていくことを提言する。

### (7) 「政策研究会」の開催について

議会の政策提言能力や政策立案能力などの向上を図るため、議員活動や議会運営などをはじめ、行政にかかわる様々な分野について議員研修を積極的に行っていく。このための予算の増額要望を議長から長に行うことが必要である。

#### 検討結果

- 議員研修の充実のため、開催回数を増やせるよう、議長から長に対し予算要望を行うことを提言する。

## (8) 議会スケジュールの全議員へのメール配信について

現在、各議員が議会全体のスケジュールを把握する体制が整っておらず、議会内の情報の共有が十分図られているとはいえない状況にある。

議会スケジュールを全議員に提供することにより、議会内の情報の共有化が図れることから、その方法について検討した。

### 検討結果

- 全議員に対して、議会スケジュールをファクシミリによって定期的に提供するよう提言する。

メール配信は技術的、事務的に困難であるので、事務局が作成している議会スケジュールを、ファクシミリにより全議員に提供するよう提言する。なお、提供する情報は利便性や事務の効率性も考慮し、1週間単位が望ましい。

#### 4. 審議経過、委員名簿

##### (審議経過)

回数	開催日	審議内容
	平成18年9月29日	議長へ中間報告を提出
第9回	平成18年10月30日	改革検討事項の検討
10回	平成18年11月29日	改革検討事項の検討
11回	平成18年12月11日	改革検討事項の検討
12回	平成18年12月18日	改革検討事項の検討 最終報告案の検討

##### (委員名簿)

氏名	代表する会派
◎川崎明夫	新政会・市民クラブ
船木良教	〃
中根康雄	〃
濱中俊男	〃
○露木諒一	公明党
石居尚郎	〃
高橋美枝子	日本共産党
馳平耕三	市民ネットワーク「いきいき広場」、羽村21、民主党 自民クラブ

◎委員長    ○副委員長